

# 居住支援活動 —居住確保と生活支援における重層的 アプローチ—

社会福祉法人 天竜厚生会（静岡県）

|                              |                                                                                     |     |     |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 住 所                          | 〒431-3492<br>浜松市天竜区渡ヶ島217-3                                                         |     |     |
| TEL                          | 053-583-1115                                                                        |     |     |
| URL                          | <a href="http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/">http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/</a> |     |     |
| 経 営 理 念                      | 「九十九匹はみな帰りたいけど、まだ帰らぬ一匹の行方訪ねん」                                                       |     |     |
| 事 業 内 容<br>(箇条書き)<br>及 び 定 員 | 法人事業数/253事業（2020年4月1日時点）                                                            |     |     |
|                              | 事業名等                                                                                | 事業数 | 定員  |
|                              | [障がい児者関係] (78事業)                                                                    |     |     |
|                              | 障害者支援施設                                                                             |     |     |
|                              | 施設入所支援事業                                                                            | 8   | 550 |
|                              | 生活介護事業                                                                              | 8   | 570 |
|                              | 救護施設                                                                                | 1   | 100 |
|                              | 居宅生活訓練事業                                                                            | 1   | 3   |
|                              | 保護施設通所事業                                                                            | 1   | 10  |
|                              | 障害福祉サービス事業                                                                          |     |     |
|                              | 生活介護事業                                                                              | 1   | 20  |
|                              | 短期入所事業                                                                              | 13  | 76  |
|                              | 居宅介護事業                                                                              | 5   |     |
|                              | 重度訪問介護事業                                                                            | 5   |     |
|                              | 同行援護事業                                                                              | 1   |     |
|                              | 就労継続支援A型事業                                                                          | 1   | 80  |
|                              | 就労継続支援B型事業                                                                          | 2   | 80  |
|                              | 就労定着支援事業                                                                            | 1   |     |
|                              | 共同生活援助事業                                                                            | 1   | 81  |
|                              | 自立生活援助事業                                                                            | 1   |     |

| 事業内容<br>(箇条書き)<br>及び定員 | 事業名等                             | 事業数 | 定員  |
|------------------------|----------------------------------|-----|-----|
|                        | 相談支援事業                           |     |     |
|                        | 指定特定相談支援事業                       | 4   |     |
|                        | 指定一般相談支援事業                       | 2   |     |
|                        | 指定障害児相談支援事業                      | 4   |     |
|                        | 浜松市障がい者基幹相談支援等事業                 | 1   |     |
|                        | 浜松市障がい者相談支援等事                    | 2   |     |
|                        | 藤枝市基幹相談支援センター事業                  | 1   |     |
|                        | 浜松市家庭訪問等個別支援事業                   | 3   |     |
|                        | 精神相談支援事業                         |     |     |
|                        | 精神相談支援事業所                        | 1   |     |
|                        | 移動支援事業                           | 1   |     |
|                        | 日中一時支援事業                         | 7   | 20  |
|                        | 浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設<br>利用入浴サービス事業 | 1   |     |
|                        | 袋井市障害児者ライフサポート事業                 | 1   |     |
|                        |                                  |     |     |
|                        | [高齢者関係] (64事業)                   |     |     |
|                        | 特別養護老人ホーム                        | 9   | 730 |
|                        | 軽費老人ホーム                          | 1   | 50  |
|                        | 養護老人ホーム                          | 1   | 50  |
|                        | 老人短期入所事業                         | 8   | 141 |
|                        | 老人デイサービス事業                       | 13  | 306 |
|                        | 老人居宅介護等事業                        | 5   |     |
|                        | 訪問入浴介護事業                         | 2   |     |
|                        | 居宅介護支援事業                         | 7   |     |
|                        | 特定福祉用具販売事業                       | 2   |     |
|                        | 福祉用具貸与事業                         | 2   |     |
|                        | 特定介護予防福祉用具販売事業                   | 2   |     |
|                        | 介護予防福祉用具貸与事業                     | 2   |     |
|                        | 地域包括支援センター                       | 6   |     |
|                        | 生活援助員派遣事業                        | 1   |     |
|                        | 介護老人保健施設                         | 1   | 127 |

| 事業内容<br>(箇条書き)<br>及び定員 | 事業名等            | 事業数 | 定員   |
|------------------------|-----------------|-----|------|
|                        | 無料低額老人保健施設利用事業  | 1   |      |
|                        | 通所リハビリテーション事業   | 1   | 55   |
|                        |                 |     |      |
|                        | [医療関係] (6事業)    |     |      |
|                        | 有床診療所           | 2   | 37   |
|                        | 診療所             | 1   |      |
|                        | 無料低額診療事業        | 2   |      |
|                        | 訪問看護事業          | 1   |      |
|                        |                 |     |      |
|                        | [児童関係] (78事業)   |     |      |
|                        | 幼保連携型認定こども園     | 12  | 1530 |
|                        | 保育所             | 4   | 622  |
|                        | 放課後児童健全育成事業     | 5   | 149  |
|                        | 一時預かり事業 (一般型)   | 8   |      |
|                        | 一時預かり事業 (幼稚園型)  | 12  |      |
|                        | 障害児通所支援事業       |     |      |
|                        | 児童発達支援事業        | 2   | 20   |
|                        | 放課後等デイサービス事業    | 2   | 20   |
|                        | 浜松市一時保育事業       | 7   |      |
|                        | 地域子育て支援拠点事業     | 8   |      |
|                        | 浜松市親子ひろば事業      | 6   |      |
|                        | 休日保育            | 2   |      |
|                        | 浜松市はますくヘルパー利用事業 | 1   |      |
|                        | 病児保育事業          | 3   | 6    |
|                        | 掛川市病後児保育事業      | 3   | 6    |
|                        | 事業所内保育所の経営事業    | 1   | 20   |
|                        | 事業所内保育所の受託事業    | 2   | 59   |
|                        |                 |     |      |
|                        | [生活困窮関係] (22事業) |     |      |
|                        | 生活困窮者自立相談支援事業   | 1   |      |
|                        | 生活困窮者就労訓練事業     | 19  | 38   |
|                        | 生活困窮者等一時居住支援事業  | 1   |      |

| 事業内容<br>(箇条書き)<br>及び定員   | 事業名等                 | 事業数 | 定員               |
|--------------------------|----------------------|-----|------------------|
|                          | 住宅確保要配慮者居住支援事業       | 1   |                  |
|                          |                      |     |                  |
|                          | [その他] (5 事業)         |     |                  |
|                          | 水道事業                 | 1   |                  |
|                          | 心身障害者訓練研修事業 (研修センター) | 1   |                  |
|                          | 介護員養成研修事業 (研修センター)   | 1   |                  |
|                          | 物品販売業                | 1   |                  |
|                          | 奨学金貸与事業              | 1   |                  |
| 収 入<br>(法人全体)<br>令和元年度決算 | O 社会福祉事業             |     | 12,827,115,474 円 |
|                          | II 公益事業              |     | 458,935,259 円    |
|                          | P 収益事業               |     | 90,024,130 円     |
|                          |                      |     |                  |
| 職 員 数<br>(法人全体)          | 2,350 名 (非常勤含む)      |     |                  |

# 居住支援活動

～居住確保と生活支援における重層的アプローチ～



社会福祉法人天竜厚生会の基本理念



## 基本理念

九十九匹はみな帰りたいけど、  
まだ帰らぬ一匹の行方訪ねん

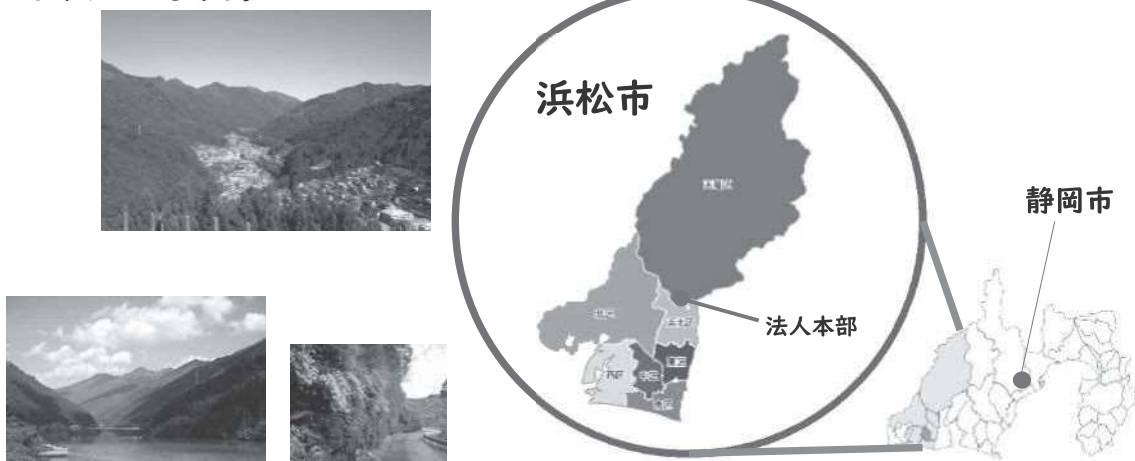
天竜厚生会の基本理念は、

「地域で生活している人達を常に意識し、社会福祉事業に携わる専門職として、地域社会の中で求められているニーズを探し出すこと。また、地域社会の中で福祉的な支援の狭間にいる、最も困難な人たちを求めていく姿勢を現しています。」



## 社会福祉法人天竜厚生会法人本部が位置する地域事情

- 天竜厚生会は、静岡県浜松市天竜区に法人本部を置く社会福祉法人である。
- 本部が所在する天竜区は中山間地域の入口に位置し、浜松市の約6割の面積を占める一方で人口は3%、高齢化率は45%である。（2020年10月現在）
- 社会福祉サービスも十分にいきわたっているとは言えない状況であり、福祉サービスが充足していれば在宅生活が継続できる状況にある方であっても、高齢や障がい等を理由に福祉サービスの必要性が高まると、施設入所等を選択せざるを得ないケースも見られている。
- 無業者の中には通える範囲に就労の場が少ないために、ひきこもり状態に近い生活となってしまうケースもある。



天竜区は日本の政令指定都市の行政区の中では人口、人口密度ともに最少

## 取り組みの背景 ～福祉支援対象者の拡大～

生活形態が多様化する中で、従来では福祉対象者として考えられにくかった方に対しても福祉的支援が必要となってきている。



## 取り組みの背景 ～住まいの貧困～



住まいを喪失した者は  
住居を確保できないという経済的貧困のみならず  
関係性の貧困も有している

### 《住まいの貧困の発生背景》

労働環境の変化などにより、自身の生活を自身で維持することが困難になる“自助機能が弱体化”するとともに、核家族化の進行による家族扶養といった“互助の脆弱化”、そして多様な生活課題によって既存の福祉制度だけでは対応できなくなるという“共助、公助の限界”により住居不安は起こりやすくなってきている

## 取り組みの背景 ～“住まい”について～



住まいは生活の基盤であり、  
生活のあらゆる面に関係してくるもの

就労の起点

子育ての場

福祉サービスの利用

社会とのつながり

などなど…



つまり…

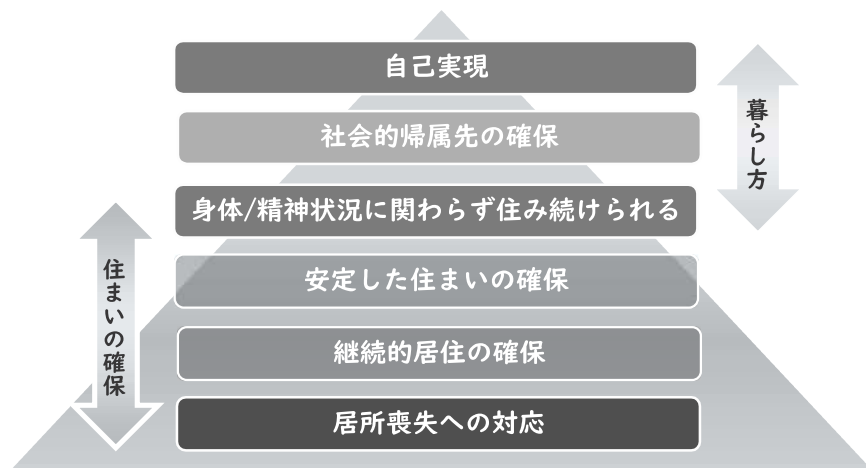
『住まいの確保』は社会保障の根幹とも言える。

## 居住支援とは



# 居住 = 住まいの確保 × 暮らし方

住まいの確保と暮らし方のどちらか一方でも欠けてしまうと“居住”は成立しない。  
その両方を一体的に支援する実践が『居住支援』。



【参考】高橋紘士「居住支援とは何か～実践と政策」2018年4月

## 天竜厚生会が実施する居住支援について



天竜厚生会が居住支援を開始したはじめの取り組みは

# 「生活困窮者一時居住支援事業」

## 《取り組みのきっかけ》

CSWから18歳の少年が家庭不和により家出の対応の相談

児童でもなく、障害もないために社会的支援が不十分であった狭間の方への対応



生活困窮者一時居住支援事業（法人自主事業）※ 2016年10月より事業開始

（目的）一定の住居を持たない方に対し、当会の宿舎や施設の空き部屋等を活用し、一定期間宿泊場所と必要に応じて食事の提供等を行い、日常生活の支援を行うとともに、社会的な自立を促して安定した生活が営めるよう支援を行う

（期間）原則6か月を上限とし、必要性を鑑み更に3か月延長可

（費用）宿泊費は原則無料とし、生活に係る食費、水光熱費は実費相当分を徴する

上記事業は生活困窮者自立支援法に基づく事業である「一時生活支援事業」をベースに実施。

※ 一時生活支援事業は行政の“任意事業”であり、当時の行政は実施しない姿勢であったため法人自主事業として開始。



まず安心できる場を創出すること＝緊急的支援の開始

## 緊急的支援から居住支援への移行



緊急的支援として始めたが  
様々な相談が…



### 《case 1 中山間地域に住む成人男性》

- ◇ 実家を離れ専門学校に進学したが新生活に適應できず、退学後は実家に戻りそのまま「ひきこもり状態」になる。

相談機関が関わるも就労を含めた活動の場が少ないため、当該事業を利用し生活改善を図ることとなる。

### 《case 2 仕事と住まいを同時に失った高齢女性》

- ◇ 年金だけでは生活ができないため、住み込みの仕事求めて浜松市に転入。職場での嫌がらせを受け離職し住まいを失ったことで市役所に相談に行ったが、利用できるサービスがないため当会へ相談に至る。

生活基盤の確立とゆかりのない土地での再起のために当該事業の利用となる。

### 《case 3 拘置所から出所した成人男性》

- ◇ 派遣業に従事していたが、契約更新されず立ち退きとなる。求職活動を行うも思うようにならず多額の借金を抱え、ついには生活に窮し窃盗を行う。

出所後に生活保護によらず生活再建をしたいという本人の思いから検察庁より当会に相談が入り、就労先の確保と債務整理等を実施することとなる。

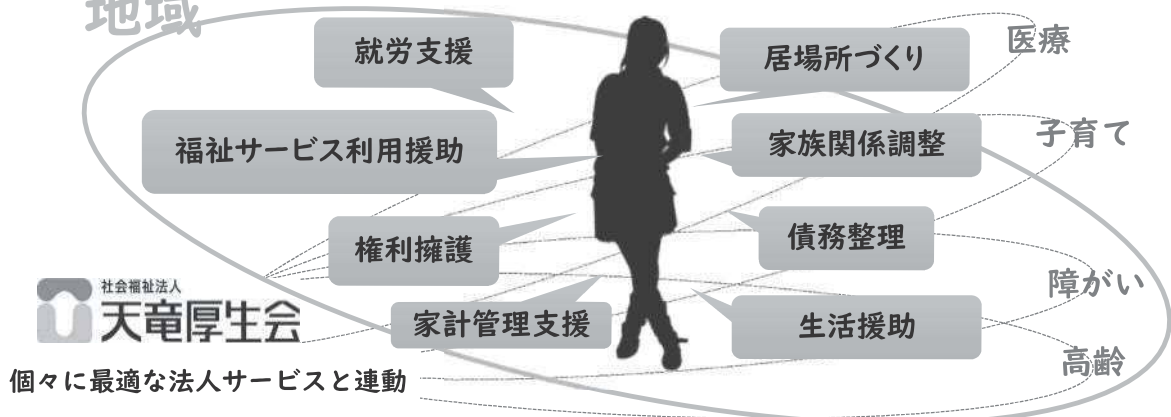
**“自助”を基本とした一過性の支援では生活再建までできない**

## 生活支援の実施



## 住まいの提供から生活まるごとの支援へ いつでもつながる環境

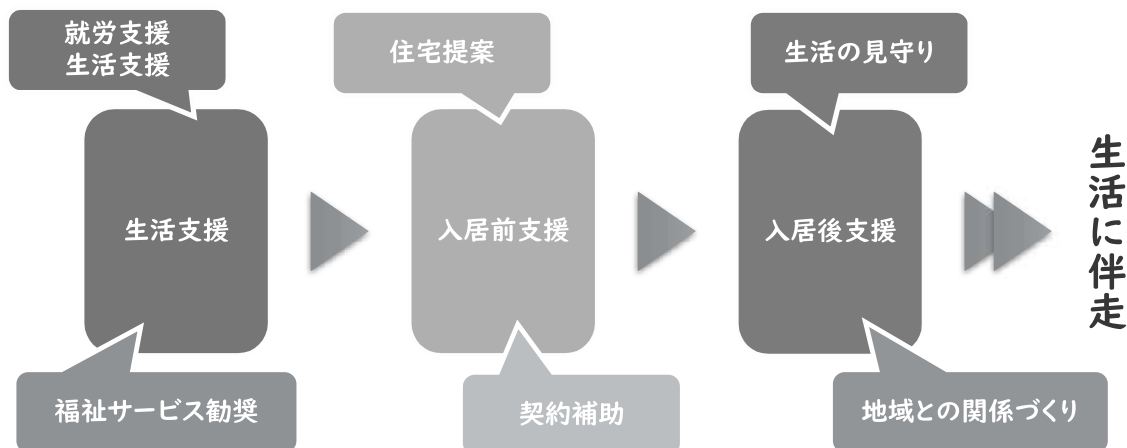
地域



**“暮らしていく” ために必要な支援を  
包括的、総合的に実施しなければ生活再建とはならない**

## 居住支援の更なる課題

仕事が決まり、家賃や生活費の確保や生活方針が定まったとしても  
 “保証人がいない”や“契約できる住宅がない”といった条件面だけでなく  
 地域における役割や関係性がないことで社会的孤立となるおそれを払拭できない。



暮らしの方向性を定めていくことと、  
 新たな暮らしの再開までをトータルサポートするため、

2019年4月より **居住支援法人の指定** を受けた。

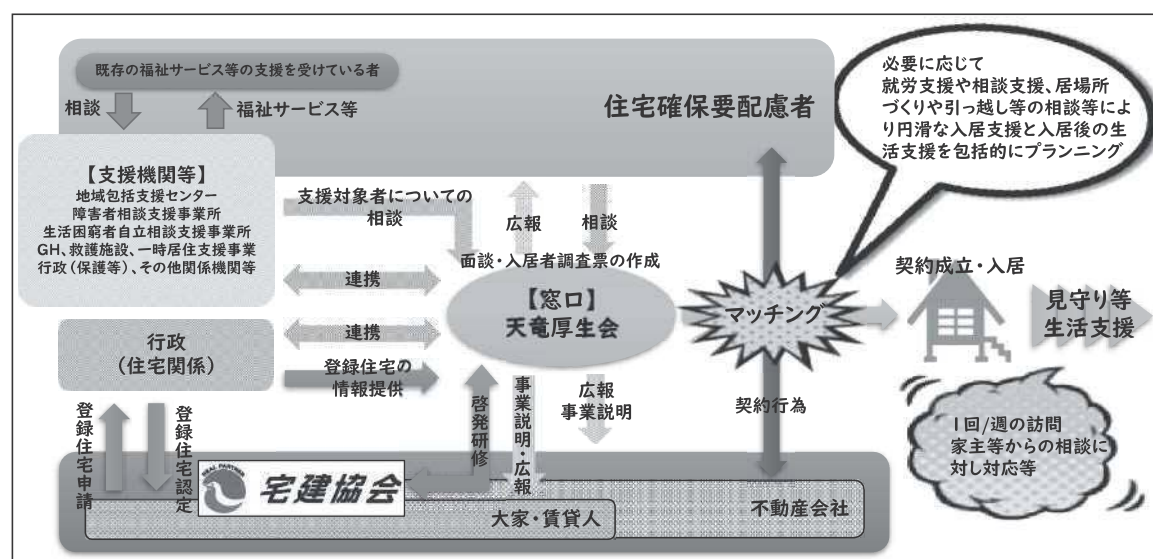
## 住宅確保要配慮者居住支援法人（居住支援法人）概要

### 【根拠法】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

### 【住宅確保要配慮者居住支援法人】<sup>※</sup> 第四十条

都道府県知事は、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特別非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であって、第四十二条に規定する業務に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により住宅確保要配慮者居住支援法人として指定することができる。



## 緊急的支援から居住支援への移行のその後①



### 《case 1 中山間地域に住む成人男性》

- ◇ 実家を離れ専門学校に進学したが新生活に適応できず、退学後は実家に戻りそのまま「ひきこもり状態」になる。

相談機関が関わるも就労を含めた活動の場が少ないため、当該事業を利用し生活改善を図ることとなる。

### 《支援の流れ》

- 当会の一時居住支援を生活拠点として、単身生活能力のアセスメントや就労に向けた支援を実施。就労支援開始後、精神的不安定さ等が見られることから精神科受診を勧めたところ、発達障害の診断を受け、精神保健福祉手帳取得。
- 就労継続支援事業A型での雇用となり、安定した就労ができていたため民間賃貸住宅への転居に向けた支援を開始。
- 日常生活自立支援事業を利用し家賃支払いを管理するとともに、障害者相談支援事業所と居住支援法人が定期見守りを行うことで家主の了承を得て新生活開始となる。



当初週1回の定期訪問、月1回の家主への状況説明等を行っていたが、安定した生活状況が継続する中で、家主より何かあったときに連絡するからもう大丈夫、との言葉をいただき支援終結となる。

## 緊急的支援から居住支援への移行のその後②



### 《case 2 仕事と住まいを同時に失った高齢女性》

- ◇ 年金だけでは生活ができないため、住み込みの仕事求めて浜松市に転入。職場での嫌がらせを受け離職し住まいを失った。市役所に相談に行ったが、利用できるサービスがないため当会の相談に至る。

生活基盤の確立とゆかりのない土地での再起のために当該事業の利用となる。

### 《支援の流れ》

- 本人の希望は就労による生活再建であったため、手持ち金を考慮し2週間の求職活動期間を設け、ハローワーク等と連携し就労支援を実施。
- 就職が難航したため、生活保護の申請補助。同時に民間賃貸住宅への転居に向けた支援を開始。
- 保証人なし、孤独死の懸念から入居先の確保が困難であったが、地域包括支援センター及び居住支援法人による定期見守りを行うことで、入居の了承を得る。
- 家賃支払いは生活保護の代理納付を申請。また、地域包括支援センターと連携し、日中は高齢者を対象としたサロン事業に参加となる。



週1回の定期訪問を実施していたが、サロン事業への円滑な参加ができていくなかで本人より何かあったら地域包括支援センターに連絡していただきますとの連絡あり。居住支援法人から地域包括支援センターへと支援主体が変更となり、支援終結となる。

### 緊急的支援から居住支援への移行のその後③



#### 《case 3 拘置所から出所した成人男性》

- ◇ 派遣業に従事していたが、契約更新されず立ち退きとなる。求職活動を行うも思うようにならず多額の借金を抱え、ついには生活に窮し窃盗を行う。  
出所後に生活保護に頼らず生活再建をしたいという本人の思いから検察庁より当会に相談が入り、就労先の確保と債務整理等を実施することとなる。

#### 《支援の流れ》

- 本人の希望は就労による生活再建であったため、更生保護協力事業者（建設関係）での就労に向けた支援を開始。
- 住宅初期設定費確保のために、1か月間一時居住支援事業を利用しながら生活を行い、同時に法テラスを介し債務整理を実施。
- 当該事業を理解していただける不動産業者との連携の中で、定期的見守りと家賃支払いを給与天引きとする調整を行い新生活開始となる。



週1回の定期訪問を実施していたが、転居先での生活安定のために生活困窮者自立相談支援事業所による定期訪問が開始された。それに伴い、有事の際の家主との調整のみ残し支援終結となる。

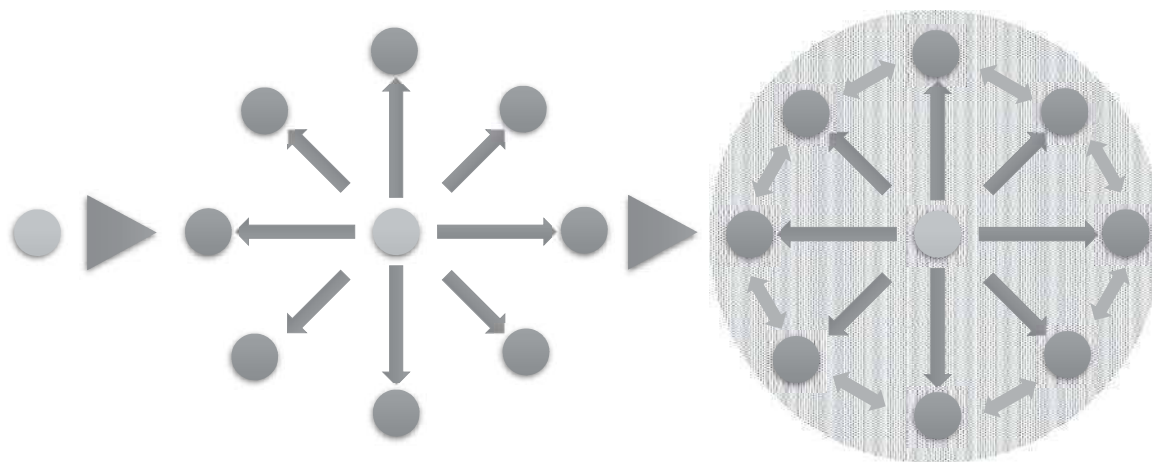
### 重層化した支援展開へ



生活課題の多様化や社会的孤立からニーズが潜在化することがある。

だが一方で、福祉以外の視点からはニーズが顕在化していることもある。

生じている課題を鋭敏にキャッチし総合的に支援を行うためには  
点から線へ、そして面の支援の構築が必要不可欠。



福祉領域のみならず多機関と相互連携することが重層化した支援を創出する。

まとめとして…



核家族化や、地域力の低下、個々の生活形態の多様化等を背景として  
生活の困難さは“誰にでも起こり得る”普遍的課題になりつつある。

何かが起きたから誰かに“つなげる”のではなく  
私たちがあらかじめ“つながる”ことで  
多くの人たちの目と耳と手が協力して  
『助けて』が言える社会、『助けて』が受け止められる社会の実現へ…

居住支援のアプローチで地域共生社会の実現を。